

社会福祉法人制度改革の概要について

1 社会福祉法人制度改革

◇社会福祉法人等の一部を改正する法律について（昭和 26 年法律第 45 号）
〔平成 28 年 3 月 31 日可決・成立・公布〕 福祉サービスの供給体制の整備及び
充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンス強化、事業
運営の透明性の向上等の改革を進める。

（平成 29 年 4 月 1 日施行、一部（下線部）は平成 28 年 4 月 1 日施行分）

項目	目的	内容
経営組織のガバナンス強化	○理事・理事長に対する牽制機能の発揮 ○財務会計に係るチェック体制の整備	・ 議決機関としての評議員会を必置 ・ 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等
事業運営の透明性の向上	○財務諸表の公表等について法律上明記	・ 財務諸表、現況報告書、役員報酬基準等の公表に係る法人規定の整備 等
財務規律の強化	○適正かつ公正な支出管理の確保 ○いわゆる内部留保の明確化 ○社会福祉事業等への計画的な再投資	・ 親族等関係者への特別の利益供与を禁止 ・ 役員報酬基準の作成と公表、個別の役員報酬額の所轄庁への報告を義務付け、開示の対象となる関連当事者の範囲や取引額を拡大 ・ 純資産から事業継続に必要な最低限の財産を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額を明確化 ・ 再投下可能な財産額がある法人には、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付ける 等
地域における公益的な取組を実施する責務	○社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める	・ 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを供給することを責務として規定
行政の関与のあり方	○所轄庁による指導監督の強化 ○国・都道府県・市の連携を推進	・ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置付け ・ 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備 ・ 都道府県による財務諸表等の収集・分析等、国によるデータベースの整備 等

※ 県内の社会福祉法人数（平成 29 年 2 月 28 日現在）

所管	厚生労働省	県	名古屋市	岡崎市 豊田市	東三河広 域連合	一般市 (30市)	計
法人数	2	116	221	49	66	196	650

2 平成 28 年度の対応状況

- 法人においては、新評議員の選任方法等、国の新定款例に基づく定款変更、新評議員の人選・確保等、役員報酬等の関係規程整備、会計監査人導入に向けた予備調査、財務諸表等電子開示システム試行、社会福祉充実残額の試算等、準備を進めた。
- 県においては、法人向け説明会及び市（所轄庁）向け説明会の開催等により、情報提供及び支援を行うとともに、法人からの定款変更の事前相談、申請受付及び認可等を行った。

3 平成 29 年度の県の対応 … 別紙施行スケジュール参照

【法人への支援等】

新定款に基づく法人運営への支援

- 特に 4 月から定時評議員会開催月（6 月末）まで適時の情報提供により円滑な進捗を支援。
（旧役員による理事会、新評議員による定時評議員会、新役員による理事会 の開催等）

社会福祉充実計画の承認事務

- 平成 29 年 4 月以降、法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（「社会福祉充実残額」）を算定。
- 上記残額がある場合、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（「社会福祉充実計画」）を策定し、これに基づく事業（「社会福祉充実事業」）を実施。
- 所轄庁は、法人から 6 月 30 日までに提出される申請を審査、承認。

【法人の指導監督】

新たな「社会福祉法人指導監督実施要綱」に基づく指導監督

- 4 月発出予定の国の指導監督実施要綱・指導監督ガイドラインを踏まえた指導監督実施。

〔国の現時点での考え方〕

- * 会計監査又は専門家の支援を受ける法人の場合、会計管理部分の監査事項の省略が可能。
- * 運営上特に大きな問題がない場合、一般監査を原則 2 年から 3 年に 1 回の実施とする。
- * 指導監督ガイドラインにより指導の地域差や過剰な規制等の「ローカルルール」を防止。

市の指導監督に対する支援の充実

- 研修内容の充実（担当者の従事年数に応じた研修等）、情報共有による連携強化等。